

令和六年六月十三日提出  
質問第一五三号

マイナンバーカードの健康保険証の利用登録解除の手續等に関する質問主意書

提出者 山井和則

## マイナンバーカードの健康保険証の利用登録解除の手續等に関する質問主意書

令和五年八月に取りまとめられた「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会 最終とりまとめ」において、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録は任意の手續であることを踏まえ、利用登録の解除を希望する方については、資格確認書の申請を条件とした上で、任意に解除の手續を行うことができるよう、システム改修を行う。」と記載されています。また、本年二月六日に受領した「衆議院議員山井和則君提出マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質二二三第二号）の中で、「「システム改修」については、令和六年十月頃までに完了することを予定しており」と答弁されています。

そこで以下のとおり、質問します。

一 健康保険の被保険者の意思に基づく、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録解除は、現在でも可能ですか。

二 医療保険者が発行する保険証（以下、紙の保険証という。）が廃止された場合、マイナ保険証がない方（マイナンバーカードの健康保険証の利用登録をしていない方を含む）には、本人等の申請等によらず、

自動的に資格確認書が交付されますか。

三 マイナンバーカードの健康保険証の利用登録解除は、どのような手続をすれば可能となりますか。また、いつから可能ですか。昨年以降、政府にずっと問い合わせをしており、紙の保険証廃止の半年前になりましたが、まだ、解除が可能になる時期は未定ですか。もし、未定であれば、紙の保険証廃止に間に合わなくなる可能性がありますか。遅くともいつまでにマイナンバーカードの健康保険証の利用登録解除は可能になりますか。

右質問する。